

# 松戸市虐待防止連携推進会議

## 会 議 録

令和7年度 第2回 松戸市虐待防止連携推進会議 会議録

日時：令和8年2月3日（火）

午前10時00分～12時00分

会場：松戸市役所新館7階大会議室

○出席委員：16名

須田 仁	委員	小川 洋一	委員
竹内 公一	委員	川越 正平	委員
小松 世幸	委員	平子 信毅	委員代理
赤池 武明	委員代理	恩田 忠治	委員
堀越 秀樹	委員	梶原 栄治	委員
小川 早苗	委員	藤田 真人	委員
星野 大和	委員	萩原 得誉	委員
川崎由季子	委員	中坂 正夫	委員

○欠席委員：3名

神保 正宏	委員	和座 一弘	委員
板花 克	委員		

○事務局出席者

こども家庭センター	川上所長	中村専門監	石原 平林
地域包括ケア推進課	有山課長	小野課長補佐	向 山田 齋藤 鳴海
障害福祉課	飯嶋課長	関根課長補佐	井上 豊永
指導監査課	弓木田課長	岩永課長補佐	猿橋 尾崎 岡
福祉政策課	鳴原課長		

傍聴者 2名

議事内容 (1) 報告1 令和7年度松戸市虐待防止条例に係る取組（中間報告）

- (2) 議題1 令和8年度児童虐待防止に係る取組(案)
- (3) 議題2 令和8年度高齢者虐待防止に係る取組(案)
- (4) 議題3 令和8年度障害者虐待防止に係る取組(案)
- (5) 議題4 松戸市虐待防止条例に係る取組(案)

◎開 会

**事務局** 定刻となりましたので、ただいまより令和7年度第2回松戸市虐待防止連携推進会議を開催いたします。

本日は、お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。私は、本日司会進行を務めさせていただきます事務局の〇〇と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本会議は、令和2年4月1日に施行された松戸市虐待防止条例第15条、推進体制の整備の規定を踏まえ開催するものであり、3虐待の関係分野の有識者の皆様が一堂に会し、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の現状を共有しつつ、これらの虐待防止に資する効果的な取組を推進するため、議論や意見交換を行う場となっております。

初めに、委員の変更についてご報告いたします。

前回の連携推進会議以降、松戸市民生委員児童委員協議会の委員が〇〇委員に変更となっておりますので、ご報告いたします。

続きまして、本日の出欠についてご報告いたします。

本日は、松戸警察署、〇〇委員の代理といたしまして、生活安全課長代理の〇〇様、松戸東警察署、〇〇委員の代理といたしまして、生活安全課相談係長の〇〇様にご出席いただいておりますことをご報告いたします。

また、千葉県弁護士会松戸支部、〇〇委員、児童虐待防止ネットワーク、〇〇委員、こども部長〇〇委員よりご欠席のご連絡を頂戴いたしておりますことをご報告いたします。

続きまして、送付いたしました事前送付資料の確認をさせていただきます。

資料は、会議次第、委員名簿、資料1、令和7年度松戸市虐待防止条例に係る取組、資料2、令和8年度児童虐待防止に係る取組、資料3、令和8年度高齢者虐待防止に係る取組、資料4、令和8年度障害者虐待防止に係る取組、資料5、令和8年度松戸市虐待防止条例に係る取組、以上となります。

続きまして、本日の配付資料を確認させていただきます。

令和7年度第2回松戸市虐待防止連携推進会議参加者名簿、松戸市虐待防止連携推進会議

追加資料、松戸市虐待防止連携推進会議事前質問一覧、以上となります。

不足等がございませんでしょうか。

続きまして、マイクの使用方法でございます。

会場にてご発言の際には、手元のスイッチを押していただき、赤いランプが点灯後、お話しいただきますようお願いいたします。発言後は再びスイッチを押し、ランプを消していただくようお願いいたします。

---

#### ◎議長選任

**事務局** それでは、次第2、報告、議題に移ります。

松戸市虐待防止連携推進会議設置要綱第3条第2項の規定に従い、本会議の議長は、松戸市福祉長寿部長となります。これからの議事につきましては、議長に進めていただきたいと思います。

〇〇福祉長寿部長、よろしくお願いいたします。

**議長** 改めまして、議長を務めさせていただく福祉長寿部長の〇〇でございます。皆様、よろしくお願いいたします。

まず、会議の公開についてですが、本会議は松戸市虐待防止連携推進会議設置要綱第5条の規定に基づき、公開となっております。本日の傍聴希望者につきましては、〇〇様他1名の方から本日の会議を傍聴したいとのことですが、許可してよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、傍聴者の方、お入りください。

---

#### ◎報告1 令和7年度松戸市虐待防止条例に係る取組（中間報告）

**議長** それでは、報告1「松戸市虐待防止条例に係る取組（中間報告）」について、事務局より説明、報告をお願いいたします。

**事務局** 資料1、令和7年度松戸市虐待防止条例に係る取組（中間報告）につきまして、事務局よりご説明します。

資料1ページをご覧ください。

初めに、広報・啓発の取組として、松戸市虐待防止条例の周知を図るために、虐待防止推進キャラクター「ハートはと」を活用した普及啓発物品を作成いたしました。具体的には、

まず名入れポケットティッシュを作成し、裏面には各課の相談窓口を記載しております。また、ステッカーにつきましては、防水加工及びホログラム加工を施し、日常的に使いやすく、かつ目につきやすい工夫を行いました。さらに、研修会や講演会、各課のイベントなどで資料と一緒に配布できるよう、エコバッグも作成しております。これらの啓発物品は、条例の趣旨を広く市民に知っていただき、日常の中で条例に自然に触れてもらえるよう、汎用性と実用性を意識して作成したものです。

続いて、2ページをご覧ください。

市民への啓発の一環として、また虐待防止に関する意識の醸成と条例のさらなる周知を目的とした取組として、市役所内の連絡通路や市内で開催される各種イベント会場において、チラシや啓発物品の配架を行いました。また、今年度新たな取組として、松戸市総合防災訓練、防災フェアの会場におきまして、虐待防止条例のチラシの配架、さらに、当日のスタンプラリーの景品として、以前作成したボールペンを提供し、来場者の皆様に条例を身近に感じていただけるよう工夫いたしました。

続きまして、資料3ページから5ページをご覧ください。

こちらは、各課及び市内の虐待対応機関における啓発活動の実績一覧を掲載しております。具体的なイベント名や実施内容などの詳細につきましては、資料3ページにてこども家庭センターの実績、4ページにて障害福祉課及び松戸市障害者虐待防止・差別相談センターの実績、5ページにて地域包括ケア推進課及び地域包括支援センターの実績をそれぞれ一覧形式でまとめておりますので、詳細につきましてはお手元資料でご確認くださいようお願いいたします。

続いて、資料6ページをご覧ください。

市民の皆様がよりアクセスしやすい形で必要な情報は得られるよう、今年度、新たに松戸市公式ホームページ内に権利擁護のページを開設いたしました。この新しいページは、児童・高齢者・障害者など各分野における虐待に関する相談窓口について、ワンクリックでアクセスができるよう整理し、必要な情報を分かりやすく掲載しております。

また、同ページ内にて松戸市虐待防止条例の概要や目的についても紹介し、より多くの市民の皆様に条例の内容を広く知っていただけるよう周知を図っております。

続きまして、資料7ページをご覧ください。

2、研修会等の開催状況についてご報告をいたします。

今年度も市職員向け研修会を5月23日金曜日に開催いたしました。当日は、新規採用職

員81名が参加し、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待など各虐待の概要について説明するとともに、松戸市虐待防止条例の取組について説明を行いました。

続きまして、資料8ページをご覧ください。

こちらは、研修会参加者を対象に実施したアンケート結果の抜粋になります。新規採用職員のおよそ8割が庁内に虐待対応を担当する課があることを認識している一方で、松戸市虐待防止条例の認知度は依然として低いという状況が明らかになっております。この結果を踏まえ、今後も研修会を継続して開催しながら、アンケートで寄せられた意見を反映していく予定です。

続きまして、資料9ページをご覧ください。

こちらは、11月25日に実施いたしました虐待対応機関合同勉強会（対応機関向け）の開催状況の概要です。当日は、40名の虐待対応機関職員が参加し、今年度は多分野の機関が混在するグループワーク形式による事例検討を実施しました。各グループにはファシリテーターを配置し、虐待対応の経験が浅い職員を対象として、理解をより深めていただけるよう工夫した内容になっております。

なお、本勉強会の開催結果、詳細等につきましては、お時間の都合上、事前質問1の書面回答にて代えさせていただきます。

最後に、10ページをご覧ください。

こちらは、12月22日に実施した虐待対応機関合同勉強会（関係機関向け）の開催状況の概要です。当日は、講師として渡辺医院高崎西口精神療法研究室院長、渡辺俊之様をお迎えし、虐待の理解と対応をテーマにご講演いただき、131名の参加がありました。

なお、こちらも先ほどの資料同様、本勉強会の開催結果、詳細等につきましては、お時間の都合上、事前質問2の書面回答にて代えさせていただきます。

事務局からの説明は以上になります。

**議長** ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何かご質問やご意見がございましたらお願いいたします。どうぞ。

**委員** ○○です。

事前質問の①②にお答えいただきまして、ありがとうございます。

事前質問の②なんですけれども、資料1でいうと10ページ目の関係機関向けの虐待対応機関合同勉強会ですけれども、開催された意義はあったのではないかなというふうに思いま

した。勉強会アンケートより抜粋というところに2つの意見が書いてありますけれども、医学的見地で参考になった、心理面で参考になったということが書いてあります。虐待そのもの、虐待の対応ノウハウ、ハウツーよりも、それ以外の領域というものが勉強になったのではないかなというふうに推察します。

その一方で、次年度の企画に向けてという最後の段落において、どのようなテーマ設定や内容で講演を行うことがいいのかご意見をいただきたい、ご助言をいただきたいということが書いてありますので、1つコメントを申し上げたいと思うのですが、この医学的見地で参考になった、心理面で参考になったということもありますので、虐待そのものでなくてもいいのではないかなとも思いますし、講演という形式でなくても、事例検討という形でもいいのではないかなとも思いました。

つまり、虐待が疑われる事例でもいいのかなとも思いますし、虐待の部分に関しては①の対応機関向けが対応するわけですから、虐待以外の部分をこの関係機関の皆さんが対応されると思います。それ以外の支援をどのように関係機関で行っていくか、そのようなものが、目合わせができるような、そんな事例検討も有意義なのではないかなとも思いますので、ご検討いただければと思います。

以上です。

**議長** ありがとうございます。

事務局から何かございますでしょうか。

**事務局** ○○委員、ご意見ありがとうございます。

次年度の研修のテーマ等につきましては、またこの連携推進会議等で検討をさせていただきながら、どういったものを取り扱うことがいいのか等について話し合い等ができればと思います。引き続きよろしく願いいたします。

**議長** ありがとうございます。

せっかくですから、ほっとねっとの○○委員にも、ぜひこの関係機関向けに実施された合同勉強会についてご意見をお伺いできればと思うのですが、実際、どのような分野横断的なテーマを取り上げることが、先ほど○○委員からもありましたが、医学的見地での研修がためになったという今回のアンケート結果もございますが、取り上げることが有効だとお考えでしょうか。また、多機関連携を一層進める観点から、勉強会の参加対象となる関係機関の幅を見直す場合、どのような機関に参加いただくことが望ましいとお考えか、関係機関の立場からご意見いただければと思います。

**委員** ほっとねっこの〇〇です。

まず、テーマに関しては、本当に家族丸ごとを対象にするような事例をピックアップすることで、様々な医療にまつわることとか、障害にまつわることとか、相談の内容が集まってくると思いますので、まずは地域の関係機関の中で複合的な対応をしている抽出、それから制度のはざまにあるようなケース対応って、福まるさんがご対応されていると思うのですが、ここという対応機関というのがなかなか少ないと思ひまして、その中で、当センターのほうに制度のはざまによるようなケースというのは集まってくる傾向がありますので、でしたら、こちらのセンターのほうから医療・福祉に絡んだ事例の検討、提出をさせていただいて、それを基に様々な医療・福祉関係者の方々を集めて、個別のケース検討会議などを開催できたらなと思ひます。

**議長** ありがとうございます。

〇〇委員も〇〇委員もおっしゃっている方向性は大体同じかと思ひます。事務局としてもいただいたご意見を反映して検討してまいりたいと思ひます。

ほかにご質問やご意見はございますでしょうか。

**委員** 毎年いろんな内容を取り上げて研修会をやっていただいて、ありがとうございます。今回も手応えがあったということだと思ひます。

今、例えば医学的見地というのが勉強になったという例もありましたけれども、恐らく想像ですけれども、やはり自分の専門外の知見のところが難しいということだと思ひます。その代表が医療だったり法律的なことだったりするのかなと思ひます。なので、確かにそのような内容が含まれるような企画にさせていただくと、誰にとっても自分の専門じゃないところがあり、それは難しい、当然のことかなと思ひます。

それから、今思いつきで恐縮なのですが、やはり難しいケース、現場で松戸市医師会としても在宅医療・介護連携支援センターで関わらせていただいている相談支援の事例、多々あるのですが、難しいなと感じるのが、やっぱり緊急性があるとか、何かこう法律的な介入をしなければいけないとか、そんなこと的时候は難しいかなと思ひます。明らかに例えば措置入院をするだとか子供を保護する、そこまで強制的にもう対応するという例は、苦勞というか、分かりやすいのですが、そこまでではないけれども非常に心配だなというところが一番悩ましいというか、一体どうすればいいのか、どういうときにその制度が発動できるのかというのが、自分たちがその発動する側ではない支援者としては、ちょっとその肌感覚というか、分からないこともあるかなという気はします。

ですので、今回も児童相談所の方もご参加いただいたということですし、措置入院や医療保護入院のときなどは保健所も関わっていただいで動くことにはなるのでしょうかけれども、そこに至るまでではないかもしれないけれども、微妙というか、非常に相談をしたいなというときに、これが対象になるという場合もあれば、なりませんというような場合もあるので、すけれども、ならないならならぬで、ではどうしたらいいのかというのは、問題は終わっていないわけですので、そういうところが一番悩ましいなとは思っています。

例で申し上げておりますけれども、そうやって多機関、そして法や制度を使えるところまではもちろん使うけれども、それに至らない場合に一体どうするのかというのが、より難しめの場面設定として、多機関で一緒に考える内容としてはすごくアドバンスかもしれないな、そういう機会があったらいいなというふうに期待いたします。

**議長** 貴重なご意見ありがとうございます。ぜひこの専門外の医療・法律、実際自分が分からない分野を学べる機会として発展させていきたいと考えております。

ほかにご質問やご意見は、ございますでしょうか。

ありがとうございました。

---

#### ◎議題1 令和8年度児童虐待防止に係る取組（案）

**議長** そうしましたら、続きまして、議題1「令和8年度児童虐待防止に係る取組（案）」について、事務局よりご説明をお願いいたします。

**事務局** 続きまして、資料2、令和8年度児童虐待防止に係る取組（案）についてご説明いたします。

それでは、スライド1ページをご覧ください。

ネットワークの事業計画についてご説明いたします。

ネットワーク事業には主に4点ございます。1点目は広報・啓発活動、2点目は情報交換、3点目は研修活動、4点目は関係機関との連携強化としております。

まず、広報・啓発活動です。相談機関であることを周知啓発するため、当センターで作成したパンフレットを各相談窓口に配布することや、お子様自身からも相談できるように、子ども相談カードを夏休み前に市内の小中高校生全員に配布を予定しております。

児童虐待防止キャンペーンの実施につきましては、来年11月の児童虐待防止推進月間を中心に活動しております。広報まつどに地域で子どもを守っていくことのメッセージや相談

先を記載した記事を掲載することや、庁内の公用車にオレンジリボンと189（いちはやく）のマグネットを装着し、オレンジリボンカーとして走行し、児童虐待防止の啓発を行います。

また、学校職員や子育て関係機関から児童虐待防止に係る対応や現状、支援の実態等に関する説明の依頼があった場合に、当センターの職員が説明する機会をいただきたいと思っております。

次に、情報交換についてです。こども家庭センターの取扱い児童について、教育委員会や警察署と情報共有する機会を設けております。次年度に進学予定等の児童生徒をあらかじめ共有することや、こども家庭センターでの支援の状況を共有し、その後の支援につなげてまいります。

スライド2をご覧ください。

3点目の研修活動についてです。専門職研修会は、松戸市児童虐待防止ネットワークにおける関係機関との連携の在り方や役割を確認し、ネットワークの構築及び連携を強化することを目的としています。今年度は、震災後に見られる子どもの心理的影響やトラウマについて学び、地域単位で医療・福祉・教育行政など多機関連携の実践と連携時に生じやすい課題等を考えることをテーマに研修を行いました。

子育て講演会は、市民の方々に児童虐待防止に関する関心を持っていただき、意識の定着が図れるよう、地域で子どもの安全や安心を守るきっかけをつくることを目的としております。

医療機関ネットワーク研修会は、医学的視点から児童虐待について学び、各機関で支援方法や対応を考えることを目的としております。

スライド3をご覧ください。

アドバイザー研修です。アドバイザー研修は、要保護児童等の家庭に対する見立てや問題解決に向けた手法、今後の効果的な支援策の検討について、専門的な立場やケースワーク的な観点から、講師を招いて実際のケース検討において助言をいただいております。

子どもに関わる市職員等への体罰予防研修プログラムの導入は、体罰等によらない子育てを広げるため、市職員を対象に虐待予防に向けた研修となっております。

ヤングケアラー研修は、ヤングケアラーの実態や気づきの視点、関係機関同士の連携方法を学ぶため、ヤングケアラーの現状や千葉県ヤングケアラー総合相談窓口アトリエの取組、ケアラーに対する支援方法について研修を行います。

最後に、スライド4をご覧ください。

関係機関との連携強化ですが、児童虐待防止ネットワークは、関係機関と連携を図るため、それぞれ役割が異なる3つの階層に分かれた会議体を設けております。

まず、上位にあたる児童虐待防止ネットワーク会議は、会議全体の方針や関係機関相互の環境整備に必要な事項の協議、実際の通告状況等を共有しております。

次に、中位となる実務者会議は、情報交換、関係機関の連携及び協力の推進に関する協議等を行う運営会議と、各ケースの定期的な状況のフォロー等を行うケース進行管理会議の2つの開催形式を設けております。

その他、個別支援会議とその他の会議等、個別のケースに係る関係機関の役割分担や協議を行います。

以上、本ネットワークの取組を通して、虐待かもしれないと思ったときに連絡できる人を増やすこと、関係機関の連携や専門性の強化、児童虐待防止の広報・啓発活動に取り組んでまいります。

事前質問につきましては、時間の関係上、書面にて回答させていただきます。

事務局からの説明は以上でございます。

**議長** ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

そうしましたら、松戸警察署からご出席いただいております〇〇様、また松戸東警察署からご出席いただいております〇〇様にご質問できればと思いますが、児童虐待件数は令和6年度で1,360件と高止まりしておりまして、小中学生の通告件数が増加していると報道等でも伺っております。

虐待の背景には、SNS等のインターネット環境での非行や希死念慮が見られ、表面化しにくく実態を捉えづらい状況になっているという懸念を伺っております。そうした虐待予防の視点から、小中学生のSNS等の利用に関する知見を持つことや、関係機関との連携の必要性を感じているのですが、昨今の小中学生のSNSの利用に関するご相談やその対応例、犯罪防止に向けた取組についてご教示いただければと思います。

**委員** 松戸警察署の〇〇と申します。よろしく申し上げます。

SNSの関係で犯罪被害に巻き込まれる子どもが年々やっばり増加しておりますので、学校側と連携してそういった講話ですか、防犯講話みたいなのはやっております。あと、どうしても家庭内でのSNSの使用が多いものですから、なかなか各関係機関が入り込めないというのが実情だと思います。我々も、認知したら必ず、警察だけではなくて各機関、連携を

深めていかなければ、そういった犯罪被害に巻き込まれたり、虐待被害に遭ったりとか、そういうふうな拡大がしないように、何しろこういった虐待関係は一番、最大のプロセスの課題は早期発見と安全確保ということでこちらも動いていますので、まず安全確保で、どうしても行政機関のほうで継続した安全確保をしたいだとか、あと行政機関で立入調査なんかを行いたいということがあると思いますけれども、そういった場合、うちのほうもバックアップしていきますので、どうぞ遠慮なく援助要請していただければと思います。

以上です。

**委員** 昨今のネット環境の構築によって、トラブルというのは当然大人・子ども問わず、ネットに関するトラブルということでは、その件数というのは非常に大きくなってきているというのは実感しております。

大人も当然ネットでトラブルに巻き込まれてしまう以上、お子さんのほうも当然同じようにトラブルに巻き込まれることが非常に増えております。ネット環境といえども、実際の社会と何ら変わりないところではあるということ踏まえて、当然警察としましても、学校と連携しまして各種ネット安全講話だとかを実施しているところでございます。

いかにネットの環境とはいえ実社会と同じように犯罪も起こっているぞという部分をお子さんに伝えることによって、児童がそうしたトラブルに巻き込まれることを防ぐというような活動を日々行っているところでございます。

あわせて、当然、警察の講話だけでは全て解決できるところではございませんので、日常的に児童と接している学校さんとの協力は不可欠だと思っております。

以上です。

**議長** ありがとうございます。

海外ではSNSを若年層は禁止するといった動きもあるぐらい、やはりSNSの影響というのは大きいものだと思いますけれども、やはりツールとして生活にこれだけ食い込んで以上、私たちはそれをどうやって使っていくかという部分でまずはアプローチしていくので、おっしゃっているとおり、SNSを契機にした部分で早期発見だったり安全確保を学校であったり行政機関と連携して取り組んでいければと思います。

ほかにご質問やご意見等ございますでしょうか。

〇〇委員、お願いします。

**委員** ありがとうございます。〇〇です。

事前質問の④なんですけれども、この関係機関との連携強化というところで、支援対象の

児童が医療受診をしたときに情報提供してくださっているということ、そして、それが個別支援会議という機会にとらわれず、随時行っていただけるということ、大変感謝したいなと思います。といいますと、この枠組みのもと、例えばですけれども、これは市から情報提供していただいているということですから、医師が、疑いがあるもしくは認定をされた児童を継続診察している中で、状態が変わったなと思ったときに、今の支援状況はどうか、そういうところも気になると思います。そういった場合には、逆に医師から市のほうに、こども家庭センターのほうに今の支援状況を電話等で問い合わせる、そのような場合には教えてくださる、そのような理解で、逆もあるということによろしいでしょうか。

**事務局** ご質問ありがとうございます。

児童虐待につきましては、要保護児童対策地域協議会という協議体を設けて、情報の交換が認められております。医療機関のほう、先生のほうがお気づきになった点があった場合に、情報提供いただくということは頻繁に行われているものでございますので、そういった情報の交換というのは引き続きやりたいと思います。

以上です。

**議長** ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。

〇〇委員。

**委員** 医師会の〇〇です。

いろいろな研修などを考えて実施していただけることは感謝申し上げます。

ヤングケアラーの研修会というのも来年予定していただいているということです。まだ内容は未定ということですが、大事な内容なので、ぜひ練っていただければと思います。

いろんなものがあっていいのですけれども、もう一点ちょっと気になることとしてあえて話題にさせていただきたいなと思うのですけれども、昨年1月でしたか、たしかこれ福岡県の福岡市だったと思いますけれども、医療的ケア児を介護していた母親が人工呼吸器を外して窒息死させたということで、殺人容疑で逮捕されたという事案が今裁判になっているかと思います。その背景として、医療的ケア児を見ていらっしゃるお母様に、保護者の方に大きな負担がかかっている。結果としてそれがこのような形で表れてしまった事案だというふうに重く受け止めないといけないなど、我々も医療として関わっていて非常に心配をしているところです。

ですので、もちろんその行為が許容されるわけではないのですけれども、いかにそのような負担を軽減するのかという観点も並行して考えないといけないのだろうなという気はいたします。

ですので、いろんな内容を既に研修のテーマとして取り上げてくださっているのですけれども、実際にそのような、ヤングケアラーに限らず実際に介護している方の支援というのをハイライトするような企画もまた未来に考えていただけたらと思ひまして、発言いたしました。

**事務局** ありがとうございます。

本市におきましても、医療的ケアを必要とするお子様がいらっしゃいます。そういったご家庭へのサポートといたしましては、やはり介護の居宅の事業者や、障害の事業者、様々な方がそのご家庭に関係している形になります。そういった方々と密に連携を取ることで、そのご家庭の行動、スケジュールであったりだとかもサポートがなされますので、介入による関係であったり、そういったところで支援者がつながっていければと思っております。

以上でございます。

**議長** ありがとうございます。

ほかにご質問やご意見等ございますでしょうか。

---

## ◎議題2 令和8年度高齢者虐待防止に係る取組（案）

**議長** そうしましたら、続きまして、議題2「令和8年度高齢者虐待防止に係る取組（案）」について事務局より説明をお願いいたします。

**事務局** 資料3、令和8年度高齢者虐待防止に係る取組（案）について、事務局よりご説明いたします。

資料1ページをご覧ください。

本取組案は、ネットワークの事業計画として主に5つの柱から構成されております。順にご説明いたします。

1つ目は、普及啓発の取組です。高齢者虐待防止の重要性について、広く地域に向けて発信するため、パンフレットの配布による広報活動を行うほか、ホームページやSNSを活用した情報発信を行ってまいります。また、パートナー講座や研修会DVDの貸出し、松戸市で実施する集団指導での高齢者虐待防止に関する内容の説明等を通じて、地域全体での啓発

活動を推進してまいります。

2つ目は、発生予防の取組です。認知症サポーター養成講座や介護者のつどいなどの機会を活用し、高齢者の見守り体制の強化を図ってまいります。

3つ目は、連携強化の取組です。地域個別ケア会議における権利擁護事例の検討を行うとともに、地域包括ケア推進会議では、権利擁護に関する地域課題について共有・検討を行い、関係機関との連携をさらに深めてまいります。

4つ目は、早期対応の取組です。地域包括支援センターによる普及啓発活動を活用しながら、虐待の早期発見・早期対応に取り組んでまいります。

5つ目は、質の向上の取組です。高齢者虐待防止マニュアルの改訂に向けた検討を行うほか、日本高齢者虐待防止学会への参加、また地域包括支援センター等の新任職員向け研修でも虐待防止に関する情報提供を行い、現場の対応力向上を図ってまいります。

続いて、2ページをご覧ください。

2、研修会等の開催予定についてご説明いたします。

まず、高齢者虐待防止市民向け講演会の開催についてです。この講演会は、高齢者虐待防止に関する正しい理解を広め、広く市民の皆様への周知を図る目的として、継続的に実施していく予定です。講演会は、市内を中央・小金・常盤平の3つの日常生活圏域に分け、それぞれの地域において専門的な知見を有する講師をお招きし、引き続き講演会を開催してまいります。

次に、高齢者虐待防止専門職向け研修会の開催についてです。この研修会は、養護者による虐待や養介護者施設従事者による虐待について、専門職が正しい理解を深めることを目的としております。また、虐待の兆候にいち早く気づくための発見のアンテナを高めることも重要な狙いの一つです。研修は年1回の開催を予定しており、毎回テーマを設定した上で実施いたします。高齢者虐待の発生予防に向けた意識の向上と、専門職としての資質の向上を図るとともに、このような取組を通じて高齢者の権利擁護の推進にも引き続きつなげてまいります。

続いて、資料3ページをご覧ください。

今後の会議の開催予定について説明いたします。

松戸市では、地域ケア会議の枠組みを活用し、高齢者虐待の防止に係る事業（取組）の質の向上を図ることを予定しています。

地域ケア会議は5つの機能があります。1つ目は個別問題解決機能、2つ目はネットワー

ク構築機能、3つ目は地域課題発見機能、4つ目は地域づくり・資源開発機能、そして5つ目は政策形成機能です。

地域ケア会議は、9つのテーマを基に高齢者の個別支援の充実とそれを支える地域基盤の整備を同時に進め、地域包括ケアシステムの実現を目指す会議体です。テーマの一つに権利擁護があります。権利擁護の中でも、疑いも含む虐待の課題については、地域ケア会議にて報告・検討を行い、市レベルの地域課題を整理した上で、高齢者虐待防止ネットワーク会議にて事業計画の検討につなげてまいります。

次に、高齢者虐待防止ネットワーク会議は、高齢者虐待防止ネットワーク事業の実施報告や今後の事業計画の合意形成をする会議体です。必要に応じて、高齢者虐待防止マニュアルの見直しや改訂をはじめ、虐待防止に関する様々な事業について協議を行い、市全体での対応体制の強化と質の向上を図ってまいります。

最後に、資料4ページをご覧ください。

その他の会議の開催予定につきましては、資料に記載している一覧のとおりです。

定期的には、地域包括支援センターと地域包括ケア推進課職員が高齢者虐待事例などへの対応について圏域ごとに協議を行う判定会や個別事例検討会、地域包括ごとに虐待事例の支援状況を確認するレビュー会議を開催いたします。

また、緊急性の高い虐待事例については、必要に応じてコアメンバー会議を随時開催し、迅速に対応してまいります。

事務局からの説明は以上です。

**議長** ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何かご質問やご意見がございましたらお願いいたします。

そうしましたら、千葉県の柏児童相談所からご参加いただいている〇〇委員にご質問できればと思います。児童虐待分野における専門的な知見からお伺いできればと思うのですが、今後の高齢者虐待防止ネットワーク会議において、高齢者虐待マニュアルの見直し・検討をする予定としております。千葉県のほうでは、千葉県子ども虐待対応マニュアルというものを作成されており、県の虐待研修等において共通のアセスメントシートの活用をご案内されるなど、現場で活用しやすいポイントを押さえた構成になっていると承知しているところで

そこで、高齢者虐待のマニュアルを私どもつくるもので、より実践的で有用なものにするために、児童虐待と共通した観点がもしありましたらですけれども、マニュアルとして盛り

込むべきポイントや記載しておくとな有効な内容があればご教示いただけないでしょうか。

**委員** 柏児童相談所、〇〇と申します。

先ほど議長のほうからもありましたけれども、千葉県では、児童虐待の対応について、職員専門の専門職マニュアルが作成されています。今年度は実は改訂時期になっていまして、じき新しいものがまた出てくるということになっています。この中には、松戸市さんのほうからも委員を出していただいて、協力をいただいているところです。

この県のマニュアル自体は、平成19年に初めて作成されて、実はそれより2年前の17年に市町村向けのマニュアルが作成されました。それぞれ県の児童相談所と市町村のマニュアルは別々に実はマニュアルがあって、この2つを統合して今の現在の形に出来上がってきたという歴史になっています。

この改訂版は、法改正とかあと県内の虐待による死亡事例検証、こういったものの答申を受けて改訂を繰り返してきたということが実情として存在しています。

これまで虐待対応に携わってきて思うところでお話しできればと思いますけれども、それぞれ単一の機関だけではできることにやはり限りがありますので、いかにネットワークを構築して対応するかということが重要なのではないかなと考えています。そのネットワークを効果的に活用するというためにも、やっぱり共通のアセスメントでリスクを共有することが最初に必要であろうかなと思っています。

それとともに、おのおのの機関はどのような流れで動いているかということが、ふだんから見えるようにしていくということが、さらに大事になってくるのではないかなと思っています。

アセスメントを共有するという事で、個々人が持っている主観的とか感覚的なリスクということでケースを捉えるということではなくて、関わる機関や人の総意としてそれぞれの虐待を受けている方のリスクを捉えていこうということが、まずネットワークを構築するに当たってやっていこうということで、県のマニュアルの中でも共通のリスクアセスメントシート、緊急度アセスメントシートというものを載せて共有をしていこうということで、改訂をしてきています。

その上で、各機関の動きが分かるということであれば、その虐待対応に対して的確で迅速な対応ということができるようになるのではないかなと思っていますので、そういったことをこの改訂の中でよりブラッシュアップして載せていければ、よりよい対応ができていくのではないかなと思っています。

そんなことで、児童虐待のほうも改訂が進められていきますが、なかなか虐待対応の件数は高止まりをしているというところがありますので、よりよいマニュアルになっていくように改訂が続けられていくものと思っています。何か参考になればと思います。

**議長** ありがとうございます。

おっしゃるとおり、共通のアセスメントでリスクを、機関の総意として、共通認識としておくことや、普段の流れを共有するというのが、先ほど〇〇委員からもご意見の中でありましたけれども、児童相談所がどのタイミングで判断するか分からないというのは、やはりこちらは児童相談所の流れが見えない部分もあるかと思っておりますので、そうしたそれぞれの行政機関や、対応機関がどのタイミングでどういう判断をするか、どういう動きをするかということ共有していく場が今後重要になってくるのかなと思います。ありがとうございます。参考にさせていただきます。

ほかにご質問やご意見ございますでしょうか。

そうでしたら、ありがとうございました。

---

### ◎議題3 令和8年度障害者虐待防止に係る取組（案）

**議長** 続きまして、次の議題に移ろうと思います。議題3「令和8年度障害者虐待防止に係る取組（案）」について、事務局より説明をお願いいたします。

**事務局** お手元に資料4をご用意ください。令和8年度障害者虐待防止に係る取組（案）についてご説明いたします。

資料1ページをご覧ください。

ネットワークの事業計画については、次の3点となります。

1つ目は、障害者虐待防止・差別解消啓発活動です。①市ホームページや市SNSを活用し、啓発活動を行ってまいります。②障害者虐待防止法、障害者差別解消法の広報チラシ及びパンフレットを随時配布し、予防や早期発見に努めてまいります。③パートナー講座。障害者の権利擁護についてを令和5年度より開催しており、内容は主に障害者虐待、障害者差別、成年後見制度についてとなっております。積極的な開催に向け、今後も周知活動を行ってまいります。④市役所の本館と新館を結ぶ1階の連絡通路で広報活動を実施いたします。

12月の障害者週間に合わせて行う予定としております。⑤権利擁護マニュアルは、訪問編・児童編・入所編・就労編・差別編の5種類を作成しており、障害福祉課だけでなく、基

幹相談支援センターでも随時配布できるようにしております。事業所を訪問した際にも持参し、配布することを継続いたします。⑥松戸市集団指導での障害者虐待防止に関する内容の説明ですが、こちらは指導監査課が年に1回開催する指定相談支援事業所等に対する運営指導において、障害者虐待防止についても説明を行ってまいります。

2つ目は、障害者虐待及び障害者差別相談です。早期終結に向けて、基幹相談支援センターや各関係機関、差別相談については保健所の広域専門指導員の方とも連携して対応してまいります。

3つ目は、成年後見制度市長申立てです。

市長申立て検討会実施からおおむね3か月以内に家庭裁判所に申立てを行ってまいります。虐待事案についてはより迅速に対応してまいります。

次に、資料2ページをご覧ください。

講演会・研修会等の開催についてです。

上段の障害者権利擁護講演会、従事者向け研修会は、市内の障害福祉サービス事業所の職員や企業等を対象とし、障害のある方が虐待や権利侵害の不安なく地域生活を送れるよう、福祉施設従事者が日頃の業務の振り返りや制度についての情報を学ぶ機会とすることを目的としております。

下段の市民向け講演会は、対象をさらに市民の方にも広げ、日常生活の中での虐待や差別の事例等を考える場として提供し、障害者虐待や障害者差別に関しての普及啓発を行ってまいります。

続いて、資料3ページをご覧ください。

上段は市職員向け障害者差別解消法研修会の開催です。新規採用職員及び新規管理職を対象としており、対象者がいない課においては必ず1名参加としております。日々市民の方々と接することの多い市職員が、障害者差別解消について学ぶことで、対応の質の向上を目指すことを目的としております。

下段は、障害者虐待及び障害者差別対応機関研修の開催です。実際に虐待対応を行っている障害福祉課の権利擁護担当と基幹相談支援センターの職員の資質向上と対応力の底上げを目指すことを目的としております。

資料4ページをご覧ください。

こちらは、障害者虐待防止・障害者差別解消に係る会議等の開催予定となります。障害者虐待防止ネットワーク会議につきましては年1回、障害者虐待防止ネットワーク担当者会議

につきましては年6回開催いたします。この会議以外の定例会議及びコア会議は毎月開催し、虐待や差別のケースの情報共有、虐待の有無や終結の判断等を行います。また、緊急性の高い事案等については、臨時のコアメンバー会議を開催し、随時対応してまいります。

令和8年度障害者虐待防止に係る取組（案）についての説明は以上となります。

**議長** ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

そうしましたら、こちらからご質問させていただければと思いますが、松戸市町会・自治会の〇〇委員にご質問できればと思います。

児童虐待や高齢者虐待については、町会の皆様もおおむねご理解をいただいております、ご協力いただいているところがございますが、障害者虐待についてはまだ周知が十分でないと感じております。町会・自治会連合会長であります〇〇委員のほうで把握されていらっしゃる中で、住民の皆さんの障害者虐待やその通報先に関する認知度がどの程度進んでいるのかお伺いできますでしょうか。また、今後、障害者虐待やその通報先の認知度をより広げていくためには、どのような周知方法が効果的か、ご意見をいただければと思います。

**委員** 地域での虐待については、大体町会のほうに話が来ますけども、現状として今そういった状況がないということですね。全然話が上がってはきておりません。障害者に対しても、虐待ではないのですけれども、地域の行事の中に障害者の方、家族連れで参加するというような形になってきております。非常にいいことかなと思っております。以前は、やはり家庭内で虐待等が何件かあったのですけれども、町会というよりも、ちょっとケースが荒れていたの、間に警察が入って対応していただいたというようなケースがございます。町会としては、今後市のいろいろな会議に参加していただくように働きかけて進めていこうかなと思っております。

**議長** ありがとうございます。

最終的に警察が入ったケースで解決されたということですが、警察が入られたのは、やはりご本人たちが通報されてということが多いのでしょうか。それともご近所の方の通報が多いのでしょうか。

**委員** 隣の家の方だと思います。旦那さんがアルコール依存症、定年されてしばらく何もやっていないので、夜になると飲み始めて、飲むと奥さんに最終的には暴力を振るうような、そういう状況になって、今はもうその家庭は引っ越されていないのですけれども、そういう状況もございました。

**議長** ありがとうございました。

本人たちが通報できない状況だったのをご近所の方が通報で行政につなげていただいたという結果だと思いますので、やはりそういう意味ではご近所で見守りという、町会、自治会の皆様のご協力は欠かせないものかと思います。ありがとうございます。

ほかにご質問やご意見ございますでしょうか。

ありがとうございます。そうしましたら、また後でご質問、ご意見ございましたら大丈夫ですので、一旦議題を進めさせていただければと思います。

---

◎議題4 令和8年度松戸市虐待防止条例に係る取組（案）

**議長** 議題4「令和8年度松戸市虐待防止条例に係る取組（案）」について事務局より説明をお願いいたします。

**事務局** 資料5、令和8年度松戸市虐待防止条例に係る取組（案）につきまして、事務局よりご説明いたします。

資料1ページをご覧ください。

初めに、予防的取組、広報・啓発の取組についてです。

昨年度に引き続き普及啓発物品の作成、チラシの配布、パートナー講座の実施、連携体制の強化を継続してまいります。特に、普及啓発物品の作成については、今年度作成したエコバッグ、名入れポケットティッシュ、ステッカー等各種イベントや講演会、研修会などで配布しております。令和8年度においても、より多くの方に手に取っていただけるよう、普及啓発に一層努めてまいります。

また、チラシについては増刷を予定しており、松戸市虐待防止条例の市民アンケートの実施に向け、アンケートにアクセスしやすくなるため、デザインを一部変更する予定です。さらに、今年度実施した市内中学3年生への松戸市虐待防止条例チラシの配布は、生徒や保護者、教員が虐待について知る貴重な機会となり、有効であったと考えております。今後も、この取組を継続してまいります。

続いて、資料2ページをご覧ください。

次に、多機関連携の取組についてご説明いたします。

まず、虐待対応機関合同勉強会（対応機関向け）の開催です。この勉強会は、児童・高齢者・障害者虐待を実際に対応する各関係機関が一堂に会し、支援時に心がけていることなど

事例検討を通じて共有する場となっております。今後も、虐待対応機関の職員の対応力・支援力向上を図る機会として継続的に実施してまいります。

次に、虐待対応機関合同勉強会（関係機関向け）の開催です。こちらは、先ほどの対応機関に加え、虐待の通報や通告を行い、対応機関と協働する関係機関の職員を対象としております。今後も、関係機関の対応力向上や虐待を発見するアンテナを高く持っていただくことを目的に、継続的に実施してまいります。

続いて、市職員向け研修会です。この研修会は、市民に幅広く接する市職員の虐待防止に関する意識を高め、早期発見・早期対応の実現を目指して継続的に実施しております。また、アンケート結果では、虐待対応の具体的な流れを知りたいといったご意見が寄せられており、研修内容のさらなる拡充を図るため、検討を進めてまいります。

最後に、連携強化に向けた会議体の活用についてです。

困難な課題が単独の機関では解決が困難な場合には、多機関協働事業である重層的支援会議を適宜実施し、各分野の支援機関の抱える困り事の解決に努めてまいります。

続いて、3ページをご覧ください。

3、認知度調査の実施として、前回の連携推進会議においてご説明しました松戸市虐待防止条例市民アンケートの具体的な内容について改めてご説明いたします。

本アンケートの目的は、松戸市虐待防止条例の施行に伴い、市民の皆様への虐待に対する認知度や虐待に対する理解度を属性に関係なく幅広く調査することにあります。なお、今回の調査は、児童虐待・高齢者虐待・障害者虐待などの詳細な実態調査ではなく、条例全体の認知度に焦点を当てた内容となっております。

また、前回の会議でいただいたご意見を踏まえ、このアンケートは回答を通して市民の皆様が虐待に対する理解や知識を深められる教育的な側面を持たせた構成としております。したがって、単なる意識調査にとどまらず、市民の普及啓発の一環として機能するよう設計しております。

実施方法は、松戸市のホームページ内に設置したオンライン申請システムを活用予定です。

実施期間は令和8年7月1日から同年12月31日までの半年間を予定しております。

続いて、4ページをご覧ください。

こちらは市民アンケートの設問（案）となっております。

まず、設問1では、回答者の基本属性やアンケートをどこで知ったかなどの基本情報をお尋ねする内容です。

次に、設問2は、松戸市虐待防止条例に対する市民の認知度に関する設問で、条例の認知度や条例を知ったきっかけなどを伺います。

続いて、設問3では、市民の虐待に対する認識についてお尋ねします。具体的には、虐待防止に対する関心度、虐待通報に対する意識、通報先の認知度、また虐待と思う場面に対する理解度などを含んでいます。

最後に、設問4では、虐待防止条例をより多くの方に知ってもらうための効果的な取組について問う設問です。具体的には、虐待防止に関する講演会や勉強会の認知度、そして、虐待防止を推進するために効果的と思われる取組について伺います。

以上の設問項目は、回答者である市民の皆様のご負担がかからない設問数にとどめつつ、市民の虐待に対する意識や知識が深まる教育的な機能を併せ持つ内容としております。

続いて、本日お配りしました追加資料の1ページをご覧ください。

事前のご質問において、松戸市虐待防止条例市民アンケートの実施に向け、具体的な設問に対する選択肢を提示してほしいとのご意見をいただきました。そこで今回、各設問に対する選択肢を提示させていただいております。

設問1の基本属性については、お示したとおりになります。また、設問2では、松戸市虐待防止条例の認知度を確認する内容となっております。

続いて、追加資料2ページをご覧ください。

設問3では、市民の虐待に対する認識に関する設問を設定しております。ここでは、市民における虐待の防止に関する認識や、実際に市民が虐待を目撃した場合、行為を受けた場合の相談先、また虐待と思う場面について複数選択肢を設け調査いたします。

続いて、追加資料3ページをご覧ください。

設問4では、松戸市虐待防止条例をより多くの方に知ってもらうために効果的な取組に関する設問を設定しております。また、虐待の防止を推進するために必要な取組について、市民の皆様にご意見をお聞きする内容となっております。

続いて、追加資料4ページをご覧ください。

本日の連携推進会議において検討したい事項についてご説明いたします。

本アンケートは、松戸市虐待防止条例が施行され7年が経過したことを踏まえ、市民を対象に同条例に対する認知度や虐待に関する認識など、年齢や職種など属性にかかわらず把握することを目的として実施するものです。

また、本調査において、単なる意識調査にとどまらず、市民がアンケートの回答を通じて

虐待について自然に理解を深めることができるよう、教育的視点を取り入れた設問及び選択肢の構成を検討しています。具体的には、アンケートの回答しやすさを確保するとともに、アンケートの実施を通じた虐待に対する意識の向上や虐待防止に関する普及啓発、さらには虐待という言葉が持つマイナスイメージの払拭といった効果が期待できる内容とすることを目指します。その上で、どのような設問が望ましいのか、またどのような選択肢に設定することで、市民が無理なく虐待に対する理解や気づきを深めることができるかについて、この場で検討したいと考えております。

最後に、事前配付資料5ページをご覧ください。

本事業計画は3か年計画を想定しております。今年度はこの連携推進会議において市民アンケートの内容を検討いたします。次年度にはアンケートを実施し、令和9年度にその結果を踏まえ事業内容にどのように反映していくか検討してまいります。また、昨年度に引き続き市民の皆様へ虐待について正しい理解を深めていただくための普及啓発活動や虐待の通報・通告しやすい環境づくりの推進にも取り組んでまいります。

事務局からの説明は以上になります。

**議長** ありがとうございます。

ただいま事務局より追加資料4ページにて検討事項について説明がございました。本日は様々なお立場の委員の皆様にご出席いただいております。市民アンケートの設問項目案について、ぜひご意見がございましたらお願いいたします。

**委員** 松戸保健所の〇〇でございます。

虐待条例の枠組みに関わってくるような質問も入っていて、教育とかそういったことも考えてつくられているという点、高く評価できるような案ではないかと思えます。

本配られた資料のうちの3ページ、設問4、松戸市虐待防止条例を知ってもらうための効果的な取組に関する設問の③、どのような取組が必要かというものの選択肢の中の下から2番目、虐待を受けた人、虐待をしてしまった人への支援体制の充実というところが、この部分、もう一工夫していただければなというふうに思ったので、質問させていただきます。

具体的には、虐待をしてしまった人にも虐待に至るような背景があったのではないかとというように考えておられるのだらうと思うのですけれども、この2つの要素をどのように説明していくか、あるいはどのように捉えていくか。あるいは、条例ではこの部分についてどのように触れられているかというようなことへの整合性などを考え、虐待を受けた人、虐待をしてしまったという2つの主体があるわけですが、この2つの主体に対してど

んな支援ができるのかというようなことをお尋ねできるような、あるいはどんなことを市民が期待しているのかというようなことを明らかにするような設問にすることができればと思うのですが、いかがでしょうか。

**議長** 事務局、お願いします。

**事務局** 具体的な選択肢については、この場を借りて議論ができればと思っております。また、〇〇委員のほうからいただいた意見についても、また事務局のほうでアンケート案を検討させていただいて、具体的な内容が市民に伝わるよう選択肢の工夫をしていければと思います。ありがとうございます。

**議長** ありがとうございます。

ほかにご質問やご意見ございますでしょうか。

お願いいたします。

**委員** 〇〇でございます。

アンケートの意見という形になりますけれども、設問3の市民の虐待に対する認識に関する設問の部分で、通報義務についてなんですけれども、多分設問の中に虐待と思う場面と書いてあるので、そこに含まれているのだろうというふうには分かるのですけれども、通報義務は、この通報が市民の方にとって、市民じゃなくてもそうなのですけれども、妨げになるということが2つあって、1つは自分の見ている、感じていることをこれ虐待というふうに言えるのかどうか断定できないというところと、あと通報した場合に、何か報復されるのではないかと、何か仕返しがあるのではないかと、その2つが怖いというところがあるというのが実体験というか、私の認識としてあります。

なので、設問のつくり方、あまり増やすと負担になるというのもあるのですけれども、通報というものがおそれで足りると、その虐待と断定できないおそれの状態では通報しなきゃいけないといったところも、おそれで足りるという点と、あと通報した人の情報が守られるというところ、この辺が何か説明にうまく組み込めるといいのかなというふうに感じました。

以上です。

**事務局** ありがとうございます。

やはり通報者保護というところは大切な観点になるかなと思いますので、設問や選択肢、回答していただいた後に何らかの形で分かるようなアンケートのつくり込みを行っていただければと思います。

**議長** ありがとうございます。

ほかにご質問やご意見ございますでしょうか。

**委員** ○○です。ありがとうございます。

本日配付の資料2の質問の③市民の虐待に対する認識に関する設問の④ですけれども、どなたに相談しますかということで、2行目の一番左に行政の相談窓口というのが書いてあります。教育的な意味を持たせるというところも大賛成なのですけれども、そういった意味を込めて、この行政の相談窓口というのを具体的にもう少し書いておくのもいいのではないかなと思います。具体的には、この上の設問の米印になりますでしょうか、一部ここの地域包括支援センターや障害者虐待防止・障害者差別相談センターも入っていますけれども、ホームページも拝見しますと、この米印に類したものが虐待防止の窓口ということで松戸市のホームページにも掲載されていますけれども、もし書くとしたら、ここはどのように書くべきなのでしょう。

**事務局** ありがとうございます。

今回、設問3の④の選択肢で、行政の相談窓口として、1つにまとめさせていただきました。実際に児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待、施設従事者虐待を受ける担当課はおのおの違いますので、別々の選択肢で入れさせていただくことも検討しましたが、やはり選択肢が分かりにくいというのもありまして、行政の相談窓口としてまとめさせていただきました。

その代わりに、設問3の③にて、児童虐待の相談先はこども家庭センター、障害者虐待は障害福祉課等と内容を明記させていただいて、そこで通報窓口が分かるような形で工夫をさせていただきました。また、こちらの行政の相談窓口についても担当課ごとに分けたほうが市民の方には、選択しやすいということであれば、こちらは選択肢を分けさせていただくことも検討させていただければかなと思いますので、ぜひご意見いただければかなと思います。

**委員** 確かにこの米印というのももう一回相談窓口のところにつけるであるとか、ともかく窓口は複数あるけれども、どこかに相談すればいいということが教育的には分かるというのではないかなと思いました。ありがとうございました。

**議長** ○○委員、お願いします。

**委員** アンケートじゃなくて多機関連携のところで、重層的支援の関係でお話しさせていただきます。

警察では、特に身体的虐待の現場対応を行うことが非常に多くございます。各家庭における様々な問題がそういった虐待という形で表れてしまうということをよく認識しております。警察では、そうした表面に表れた虐待というものをとかく取り扱うのですけれども、根本的

な解決というのはやっぱり根深いものがあり、問題解決には苦慮しているところが現状でございます。

ここで、虐待認定というフレームというかプロセスというのを問題解決のツールとしてうまく使えればいいのかと日々思っております。虐待認定できない場合でも問題というのは残ってしまうところがあり、そうした場合はやはりプランB、プランCを検討していかなければならず、こうした重層的支援というのが必要になってくるのかなと思っております。

問題解決のためには、そうした虐待対応のフレームをうまく使って問題解決することにより、ひいてはこうしたご家庭というのは繰り返し虐待を行ってしまうことが多く、次なる虐待の防止につながるのではないかと考えております。

以上です。

**議長** ありがとうございます。

事務局からございますでしょうか。

**事務局** 資料に記載しました重層的支援会議の在り方につきましては、もちろん虐待だけにはとらわれず、関係機関の抱える困り事について、単独では対応が困難な場合に活用していければと思いますので、ぜひその場合には、被虐待者の担当課が窓口となります。また、ご相談いただければ、ご検討できますので、よろしく願いいたします。

**議長** ありがとうございます。

やはり警察に通報したら全部解決というわけではないというのは、おっしゃられるとおりであり、根深い家庭の中の問題がありますので、そこは行政・福祉の世界で救わなければいけない分野だと思います。今後も引き続き連携させていただければと思います。

ほかにご質問やご意見ございますでしょうか。

**委員** 医師会の〇〇です。

何点かあるので、分けてまず伺いたいと思います。

まず、では簡単なことから。今日お配りいただいた市民アンケート案の文言とありますが、例えば設問3の⑤のところ、あなた自身が虐待と思う場面を教えてくださいというところなのですが、例えば食事等を与えないというのが育児放棄、介護放棄に該当すると、これは誰でも分かりそうな言葉ですが、食事だけでももちろんいろんな場面はあるかとは思いますが、どこまでこれを、今食事が例で書いてあるわけですが、どこまで書くのかなとか、それから、若干気になった言葉として、その後の適切な受診をしないというのは、しないというのは何か自動詞なので、させないという意味のことを聞こうとしているの

かなと思いました。この辺の言葉の揺らぎをなくしたほうがいいのかと思います。

似たような言葉の問題でいうと、その2つ下の高齢者・障害者への金銭を不当に使用・管理と、この「への金銭」という意味がよく分からなかったのですけれども、高齢者の金銭を別な人が使ってしまったというようなことを聞きたいのだろうなどは思うのですけれども、この言葉では直感はずらいいような気がしました。

それから、2つ目の項目のところですと、怒鳴る、暴言、無視する、差別的な言動、これが虐待だと認識するのは比較的易しいというか、できそうだなという気はするのですけれども、最後のこどもの目の前で夫婦げんかというのが虐待に相当するかというのは、知識というか人によるかもしれないと思います。今これが全部まとまった1個の設問になっているので、数が多くなり過ぎるとビジーだという課題はもちろん考えないといけないのだとは思いますが、1番目は暴力行為ですよ。2つ目は、暴力ではないけれどもというものだと思いますので、ちょっと選択肢によって分けて説明を設定したほうがよさそうだなと感じました。

こういう細かな文言の話もなんですけれども、先ほどのご説明の中で、今後もこの会議で意見を聞きながら実施していきたいというご説明がありました。ただ、先ほどの実施方法のところ、実施期間は7月1日から開始ということになっているわけですが、この会議、例年、年に2回やっているのです、次回は恐らく8月頃になるのではないかと思いますので、この会議はこの実施までにもう開かれたい想定ではないかと思いました。ですので、一体どのように実際に実施するのか、それまでにどのようにアンケートを固める作業をどのような場でどのような意見を聞きながらつくっていくのかなど、その細かい部分のご説明がなかったので、まずそれを伺いたいなと思いました。

**事務局** 市民アンケートの具体的な選択肢等につきましては、今回案という形で、当日配付資料としてお配りさせていただきました。そして、アンケートの選択肢を配布し、皆様からご意見をいただくというのはやはり難しい部分もございますので、ぜひ、今年度こちらの委員の皆様と一緒にこの市民アンケートの作成を事務局で行っていければと思います。そのため、この会議終了後にお気づきの点がございましたら、事務局のほうにご意見をいただければ、そちらも参考意見として事務局のほうで具体的な検討をしていければと思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

**委員** では、少し続けさせていただきます。

少し分かりましたが、では、今日お配りいただいたものを基に委員から意見を収集する、それを反映させて固めていこうというようなことでしょうか。もしくは、未来に改めまして意見をくださいというのは、何か書面開催のような、何らかこのような形で意見を集約するとか、最後、案ができたときに、この案に、最終案について意見を聞くというような機会があるのかないのか、まだ分からないなと思いました。

**事務局** 今回ご提示させていただいたものは案の段階のものになります。実際に市民アンケートを実施する日時等につきましては、今回提示した日程のほうで実施ができればと思っております。先ほど委員の皆様からいただいた意見を反映し、実際に具体的なアンケート項目等が決まった場合には、何らかの方法で委員の皆様にご周知し、アンケート実施前までに、ご意見があれば頂戴するような流れが取れればと思います。

**委員** ありがとうございます。

では、もう少しだけ続きを発言させていただければと思います。

大事な議論、既に今までもしていただいたと思うのですけれども、通報者保護というように、非常に教育的視点を取り入れたアンケートとしていただけるということで、非常に意味があると思いますので、例えば通報者保護にしても、面前DVにしても、確かに答えたことによって知識が増えていく、認識が広まっていくということも狙えればいいなというふうに思います。

それから、別の話でいいますと、先ほど相談窓口というチェック欄の話もありましたが、そして虐待かどうか分からないというような例があるという話もありました。例えばですけれども、福祉相談まるごと、福まるという窓口もあるわけですが、あそこは虐待を相談していい場所なのかどうか、市民はどういうふうに感じるのだろうかと言われても、ちょっとはてなという感じもします。なので、一体どこをここに選択肢として挙げればいいのか、もしくは教育的なのかな、そんなことも幅広く検討したらいいのではないかなと思います。

どうしても虐待という言葉が硬い言葉で冷たいというか、非常にひどいというようなイメージをさせるような言葉なので、でも実際はグラデーションがあって、それだけじゃないよということを繰り返しこの会議でも議論をしていると思います。その文脈の中で教育的な目的で一体どんな視点をここに盛り込むのかとか、もしくはやり方のところのまだ細かいところは分からないですけれども、先ほどのご回答でいうと、アンケートを終わった後に何かサイトが開いて、そこに解説が出てくるみたいなことをイメージしてご回答いただいたのだっ

たでしょうか。

確かにアンケートはアンケートでリアルな数字を把握できたら、それはその数字に意味があるかもしれませんが、でも、せっかくそのサイトに来て答えた人にこんなことも知ってほしいなと終わった後で伝わったらいいなと思うんですけれども、それが回答には影響を与えないような見せ方とか、そういうことは実務的にできそうだという意味でのご回答だったでしょうか。

**事務局** 具体的な選択肢や、設問数を増やすというのは、回答者目線になったときに、現状的に難しいかなと思います。ただ、先ほど〇〇委員がおっしゃったように、そのアンケートを回答した後の登録画面や回答完了画面に、URL等を張って、そちらを今回の中間報告でご説明した、権利擁護のページに飛ぶように工夫することで、何らかの周知ができるのではないかと考えております。

**委員** ありがとうございます。

うまい周知方法を研究していただければと思います。

もう一点だけ追加、絶対に関連することとして意見させていただきたい点があります。

実施方法が松戸市のホームページ内に設置したオンライン申請システムを通じて実施という言葉になっているのですが、まだ実際にどんな画面というか、どんな誘導になるのかなというのは、ちょっとまだイメージがしづらいです。想像として、やはり一定の意識の高い人が答えようかなと思うことになるのかな、どうなのかなと、ちょっと分からないのですけれども、見せ方次第なのかなという気もいたします。

それから、この資料5の令和8年度の取組案というところ、全体にも関わるのですが、1、予防的取組、広報・啓発のところ、4つの柱が今ここに書いてあります。実際は今日のその他の資料で高齢のところとか、児童もそうですし、障害のところでしたか、SNSを活用しての情報発信ということも書いてあるのですが、令和8年度の条例に関わる取組のところにはSNSを用いた発信というのが柱としては書いていないのですが、これからやっぱりできるだけいろんな手段を使って広報・啓発していったほうが良いとしたら、やっぱりSNSなどを使う方法は非常に有力な方法じゃないかなと思いますので、ぜひ柱として立てて意図的に取り組んでいただけたらいいのではないかなと思います。

それに関連して、このアンケート調査のやり方なのなのですが、どんなふう実際にやることになるのかまだ分からずにお尋ねします。例えばSNSを活用しての情報発信というのでいうと、たしか松戸市のSNS、LINEを、自分も登録して、受信設定という画面で

例えば健康・医療・福祉、受信する情報のジャンルというところをチェックしたらこういうのをもらえるのかなと想像はするのですけれども、一番知ってほしいのは、今まであまり興味関心がない、認識がない人にこそ知ってほしいなという気もして、ここにチェックした人は自動的に送られるのかもしれませんが、チェックしていない人にどうやって訴求できるだろうかということをより研究をしていただけたらうれしいなというふうに思います。

例えば、例で申し上げますけれども、健康・医療・福祉の中でも例えば健康マイレージに取り組んでいらっしゃるような方には行く、これは近接した分野だから、今でも行くかもしれませんが、いいかもしれません。

それから、別な問題として、例えば障害者計画推進協議会の市民調査の結果で、障害者との交流を望まないという人の比率が増えていたというような結果が出て、非常に残念なことですけれども、現実世界がそんな変化があったりするということがあつたりしますので、例えばですけれども、一見関係のない分野の情報発信にチェックを入れている方、例えば分かりやすい例が災害ということだったら興味は全然違う分野として興味あるかもしれない。その人たちに何か届けられるような、理屈というか、工夫というか、何かに関連していると思わせかけて実は福祉の話をしているみたいな見せ方ができないものかなとか、研究していただければなと思いました。

何でもいいですけれども、スポーツマンシップという話でもパラリンピックでも何でもいいですけれども、何かに絡めて結果ここに誘導することができたというようなこと、うまくやっていけないと、一番興味関心がない人に情報を届けるということの難しさというのは間違いなくあるわけですので、簡単でないと思っておりますけれども、研究していただきたいなど希望いたします。

**事務局** 貴重なご意見ありがとうございます。

実際にLINEを使ったアンケートの方法につきましては、12月末に、別の担当課で実際に運用した経験がございまして、少しお話を聞いてまいりました。実際にLINEのアンケートにつきましては、福祉のことにチェックを入れていなくても一斉に登録している方に送付する機能がございまして、そちらを活用したいと考えております。

ただし、1点課題がございまして、こちらのLINEアンケートをした場合、例えば今日そのLINEアンケートを一斉に配布した場合に、今日の時点でLINE登録をしていないと、アンケートに回答ができない。よって、松戸市公式LINEの機能を使い、アンケートを実施しますと、後日虐待防止条例のチラシを見てアンケートのQRコードを読み込んだ場

合には、そのLINEアンケートはもう表示されないというような課題がございますので、今回は松戸市オンライン申請システムを使うことによって、7月1日から12月31日までの間は、いつでもアンケートに回答できるようにしました。ただし、LINEでの周知や活用については引き続き検討してまいります。

以上になります。

**議長** ありがとうございます。

ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

市のLINEは最近始動し、前向きに取り組んでいきたいと思っております。特に30代、若い方は回答率がいいという結果も出ておりますので、そうしたターゲット層も意識しながら、なかなかふだん取れないところも取れるように取り組んでいきたいと思っております。

---

#### ◎その他

**議長** そうしましたら、続きまして最後に次第3、その他ですが、委員の皆様から松戸市虐待防止条例に関する情報で共有したい内容や報告等がありますでしょうか。

**委員** では、繰り返して恐縮ですけれども、医師会の〇〇です。

この1月、たくさんの市の会議が開かれていまして、1つ印象に残ったことを申し上げておきます。

地域福祉計画推進委員会という委員会を担当しておりますけれども、そこでPTAの委員の方がおっしゃったのが印象的でした。地域福祉計画における計画の柱の文言の検討をしている中で、そこに人権という言葉が一度も出てこないから、人権という言葉を使って強調するべきではないかというふうにおっしゃられました。なるほどと思いました。大事なことをいろいろ書いてあるのですけれども、単語が使われていないということでした。

ですので、別にそのことに限りませんが、こちらの会議でいいますと、虐待という言葉がもちろんたくさん出てくるわけですけれども、虐待を市民の方がイメージする範囲というのが、すごく犯罪的なものをイメージするかもしれませんけれども、もっと幅広く認識してほしいなということも感じますので、今のアンケートなどにもはねてくるかもしれないですけれども、この会議でも、そしていろんな施策として取組を進める中でも、言葉遣いとか、アプローチの仕方としてそもそも尊厳を守ることだとか、人権を重視すること、当たり前のことと言えば当たり前なのですけれども、それが本当に守られるかということ、簡単

じゃないから、虐待というのは対策もこうやって真剣に話し合いをされているわけですが、それが一連のものとして連なっているというご理解が市民の皆さんに浸透していくといいのかなというふうに感じますので、何というわけではないですが、取組全体にそのようなものをにじませていただければなというふうに思いました。

それからもう一点、この会議の範囲を超えてしまう部分なのですが、国の法律の課題でもあると思いますけれども、セルフネグレクトというのは一体全体この虐待の対象なのか、そうでないのかというのが曖昧というか、今のところ明記されていないという立てつけになっているのだと思いますけれども、やはりセルフネグレクトも虐待に準じて取り組まなければいけない大事なテーマだということで、松戸市は先進的にこの3虐待を一体的に検討してもう何年もたってきているわけですので、次のステージとしてそのようなこともより視野に含めて明確に取り組んでいくというのを打ち出して、既にやっていることをもちろん承知しておりますけれども、さらに明確に打ち出していくのも取り組んでいけたらいいのではないかと期待いたします。

**議長** ありがとうございます。

おっしゃるとおり、やはり虐待というとニュースで見るような本当にひどいケースを皆さん思い浮かべてしまいますので、やはり早期発見という観点からももっといろんなグラデーションがある状態であるということを、今回のアンケートなども通じて私どもも周知してまいりたいと思います。

また、セルフネグレクトですね、やはり生活保護の現場などで実際多いですが、家が足の踏み場がなくなって、本当にどうしたらいいのだろう、どう支援に入ったらいのだろうという場面もございますので、そうしたものもこういった計画の中でどう位置づけるかと、分類の仕方はあるかもしれませんが、ぜひ今後も議論させていただければと思います。

ほかは、委員の皆様から事前に頂戴したご意見に対する事務局のご説明はありますでしょうか。

**事務局** 松戸市虐待防止連携推進会議事前質問一覧の回答につきましては、お時間の都合上、一覧形式にてご回答させていただいておりますので、ご報告は以上になります。

**議長** ありがとうございます。

そうしましたら、本日の次第に沿った議事は以上で終了いたします。

それでは、事務局に司会をお返しいたします。

---

◎閉 会

**事務局** 本日はお忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございました。

次回の開催でございますが、令和8年7月末の開催を予定しております。詳細につきましては、追って委員の皆様にご連絡をさせていただきます。

また、本日、市役所駐車場にお車をお止めの方は、駐車券を受付職員までお持ちください。

以上をもちまして、令和7年度第2回松戸市虐待防止連携推進会議を終了いたします。

本日はお忙しい中ご出席くださり、誠にありがとうございました。